

政策会議付議事案書（令和7年1月7日）

提案課名 財政課 建築指導課
報告者名 守屋 紀子 小谷 幹夫

事案名	秦野市手数料条例及び秦野市建築基準条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、建築分野における省エネ対策を加速させることを目的として、令和4年6月17日に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）及び建築基準法が改正され、令和7年4月1日に全面的に施行されます。 この改正により、原則、全ての建築物に建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）への適合が義務付けされるとともに、建築基準法における建築確認及び完了検査の審査省略制度の対象となる建築物の範囲が縮小され、確認審査等の業務量が増加することから、これらの事務に係る手数料を見直すため、関連する秦野市手数料条例及び秦野市建築基準条例の一部を改正するものです。	
経過・検討結果	1 令和4年6月17日 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の公布 2 令和6年4月～ 神奈川県建築行政連絡協議会手数料検討作業部会における検討作業（計4回）	
決定等を要する事項	上記の法改正に伴い、秦野市手数料条例及び秦野市建築基準条例の一部を次のとおり改正すること。 ※詳細は別紙資料のとおり 1 秦野市手数料条例 (1) 省エネ基準の適合性判定に住宅部分における区分を設けるとともに、低炭素建築物新築等計画の認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に係る手数料について、新たに評価方法を併用した場合の区分を設けること。 (2) 省エネ基準への適合性判定等を受けた建築物における完了検査申請に係る手数料を定めること。 (3) 法令の一部改正により、移動が生じた条項を改めること。 2 秦野市建築基準条例 建築物に関する確認申請等、中間及び完了検査申請に係る手数料の区分を改めること及び額を増額すること。	
今後の取扱い	令和7年2月 令和7年3月市議会第1回定例会に議案提出 4月1日 改正条例施行	

秦野市手数料条例の改正について（別表第 1）

令和 7 年 1 月 7 日

建築指導課

1 条例改正の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、原則、新たに住宅部分を加えたすべての建築物に省エネ基準（以下「基準」という。）への適合が義務付けされることから（図 1）、同基準の適合性判定に係る事務が発生するため、その手数料を定めるとともに、同判定等に当たって評価方法（仕様基準、計算）を併用（図 2）することが可能になったことから、この併用した場合の手数料区分の細分化を行うものです。

併せて建築基準法に基づく完了検査時においても基準への適合状況を確認する必要があるため、それらの手数料を定めるものです。

また、同基準の認定制度が廃止されたため、その認定申請手数料を削除するものです。

省エネ基準適合義務の対象拡大（図 1）

〈現行〉	非住宅	住宅	〈改正〉	非住宅	住宅
大規模 (2000㎡以上)	適合義務 (2017.4~)	届出義務		適合義務 (2017.4~)	※適合義務
中規模	適合義務 (2021.4~)	届出義務		適合義務 (2021.4~)	※適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務		適合義務	※適合義務

※非住宅の小規模の手数料区分は従前から定めあり

新たに適合義務化(2025.4~)
※⇒新たに手数料新設

改正後の住宅の省エネ基準評価方法（図 2）

評価項目	評価方法		
外皮性能	仕様基準	仕様基準・計算	計算
一次エネルギー消費量	仕様基準	仕様基準・計算	計算

評価方法の併用が可能になった
県内統一で、上記の手数料追加と新たな評価区分の改正を行うものです。

2 条例改正箇所（手数料は別紙のとおり）

- 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料
(別表第 1 第 10 項第 1 号)
- 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定等に係る建築物における完了検査申請手数料
(別表第 1 第 10 項第 7 号)
- 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料
(別表第 1 第 10 項第 3 号)
- 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料 (別表第 1 第 8 項)
- 建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 (削除)
(別表第 1 第 10 項第 7 号)

秦野市手数料条例 手数料一覧表【(1)省エネ適合性判定】【(4)省エネ完了検査】

改正前

用途		申請床面積	適合性判定手数料			
			計算	仕様基準		
戸建		～ 200㎡未満				
		200㎡以上 ～				
一の建築物	住宅部分	～ 300㎡未満				
		300㎡以上 ～ 2,000㎡未満				
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満				
		5,000㎡以上 ～				
用途		申請床面積			モデル建物法以外	モデル建物法
一の建築物	非住宅部分（工場等）	～ 300㎡未満			23,000円	19,000円
		300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	31,000円	26,000円		
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	43,000円	38,000円		
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	100,000円	95,000円		
		5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	150,000円	140,000円		
		10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	190,000円	180,000円		
		25,000㎡以上 ～	230,000円	220,000円		
	非住宅部分（工場等以外）	～ 300㎡未満	230,000円	87,000円		
		300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	290,000円	110,000円		
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	370,000円	150,000円		
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	530,000円	240,000円		
		5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	650,000円	310,000円		
		10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	770,000円	370,000円		
		25,000㎡以上 ～	870,000円	440,000円		

改正後

追加

追加

適合性判定手数料			完了検査手数料
計算	仕様基準	仕様基準・計算併用法	
34,000円	17,000円	25,000円	14,000円
38,000円	19,000円	28,000円	14,000円
69,000円	33,000円	51,000円	21,000円
120,000円	57,000円	86,000円	35,000円
200,000円	100,000円	150,000円	67,000円
280,000円	160,000円	220,000円	100,000円
モデル建物法以外	モデル建物法		完了検査手数料
23,000円	19,000円	←適合義務化	19,000円
31,000円	26,000円	/	26,000円
43,000円	38,000円		38,000円
100,000円	95,000円		95,000円
150,000円	140,000円		140,000円
190,000円	180,000円		180,000円
230,000円	220,000円		220,000円
230,000円	87,000円		19,000円
290,000円	110,000円		26,000円
370,000円	150,000円		38,000円
530,000円	240,000円		95,000円
650,000円	310,000円		140,000円
770,000円	370,000円		180,000円
870,000円	440,000円		220,000円

秦野市手数料条例 手数料一覧表【(2)省エネ向上計画認定】【(3)低炭素認定】

改正前

用途	申請床面積	適合性判定手数料		
		適合証あり	適合証なし	
			仕様基準以外	仕様基準
戸建	～ 200㎡未満	4,700円	34,000円	17,000円
	200㎡以上 ～	4,700円	38,000円	19,000円
一の建築物 住宅部分	～ 300㎡未満	9,400円	69,000円	33,000円
	300㎡以上 ～ 2,000㎡未満	20,000円	120,000円	57,000円
	2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	45,000円	200,000円	100,000円
	5,000㎡以上 ～	81,000円	280,000円	160,000円
用途	申請床面積	適合性判定手数料		
		適合証あり	適合証なし	
			モデル建物法以外	モデル建物法
一の建築物 非住宅部分	～ 300㎡未満	9,400円	230,000円	87,000円
	300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	16,000円	290,000円	110,000円
	1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	27,000円	370,000円	150,000円
	2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	80,000円	530,000円	240,000円
	5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	130,000円	650,000円	310,000円
	10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	160,000円	770,000円	370,000円
	25,000㎡以上 ～	200,000円	870,000円	440,000円

改正後

適合性判定手数料				追加
適合証あり	適合証なし			
	仕様基準以外	仕様基準	仕様基準・計算併用法	
4,700円	34,000円	17,000円	25,000円	
4,700円	38,000円	19,000円	28,000円	
9,400円	69,000円	33,000円	51,000円	
20,000円	120,000円	57,000円	86,000円	
45,000円	200,000円	100,000円	150,000円	
81,000円	280,000円	160,000円	220,000円	

適合性判定手数料			
適合証あり	適合証なし		
	モデル建物法以外	モデル建物法	
9,400円	230,000円	87,000円	
16,000円	290,000円	110,000円	
27,000円	370,000円	150,000円	
80,000円	530,000円	240,000円	
130,000円	650,000円	310,000円	
160,000円	770,000円	370,000円	
200,000円	870,000円	440,000円	

【補足】 ・判定機関又は評価機関が発行する適合証がある場合は、適合証ありの手数料額。適合証がない場合は、市に技術審査料を含む手数料額。（評価方法に応じた金額区分あり）

省エネ性能に関する2つの基準

01

住まいの熱を
快適にコントロール
できること！

屋根・外壁・窓などの断熱性能
に関する基準があります。

<外皮基準> 住宅に適用

屋根や壁を断熱材や
高断熱窓でくるんで、魔法瓶の
ような構造にするんですね



02

住まいの
エネルギーを賢く
使えること！

冷暖房、換気、給湯、照明など
住宅で使うエネルギー消費量に関する
基準があります。

<一次エネルギー消費量基準>

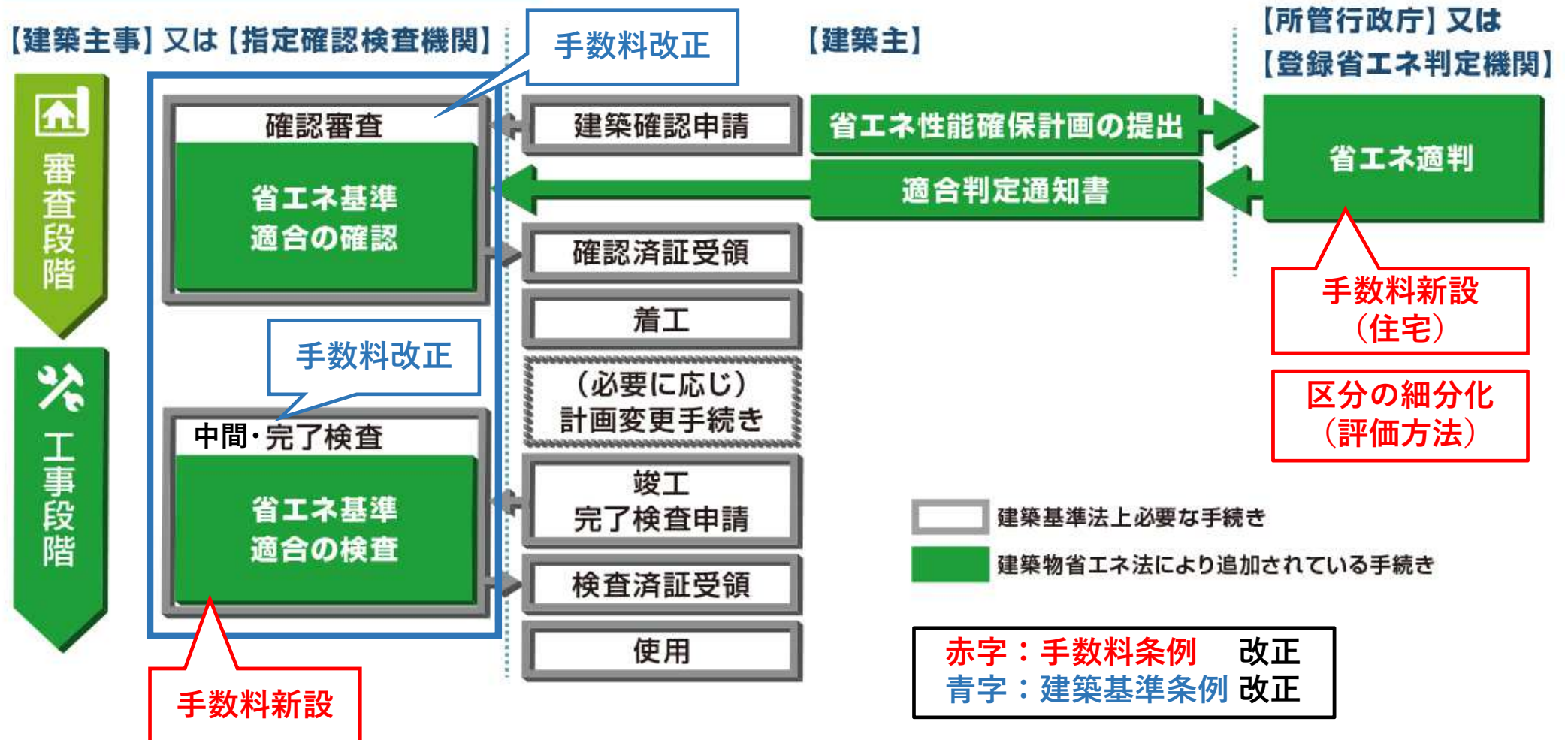
高効率のエアコンや給湯器、
LED照明にして、エネルギーを
上手に使うんですね！



国土交通省資料

建築確認手続き 手数料改正資料

〈省エネ適合性判定が**必要**な場合〉



秦野市建築基準条例の改正について（別表第 1 等）

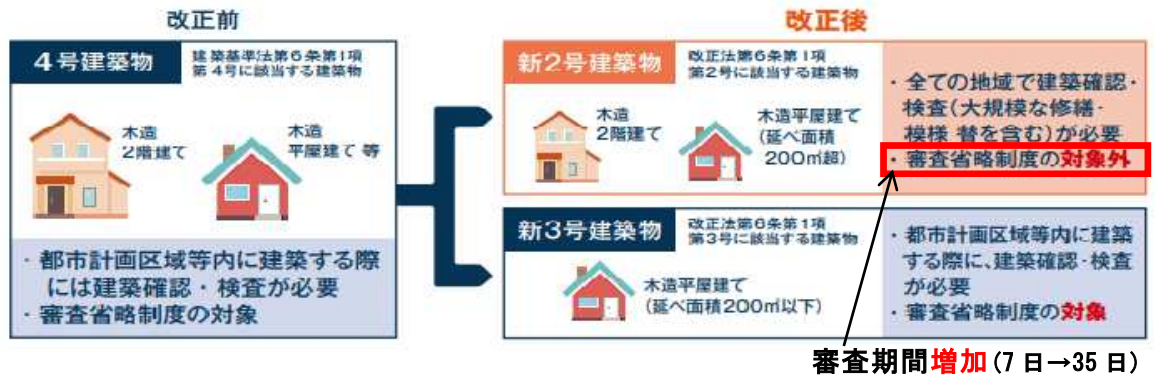
令和 7 年 1 月 7 日
建築指導課

1 条例改正の概要

建築基準法の改正に伴い、省エネ基準への適合が義務付けされることにより、省エネ化に伴い重量化している建築物の構造安全性を確保するため、建築基準法における建築確認及び完了検査（以下「確認審査等」という。）の審査省略制度の対象となる建築物の範囲が縮小されます（図 1）。

また、これらの建築物の確認審査等の業務量が増加するため（図 2）、県内統一で、手数料の区分及び額を改めるものです。

確認審査等の対象となる建築物の規模の見直し（図 1）



建築確認の申請に必要な図書の変更（図 2）



審査省略制度の縮小により、500平方メートル以下の確認審査等の業務が増加するため、この区分の手数料を増額するとともに、法改正により延べ面積が300平方メートルを超える木造建築物においては構造計算が必要になったことから、審査時間を考慮し、この面積区分を追加するものです。

2 条例改正箇所（手数料は別紙のとおり）

- | | |
|-------------------------------------|---------------|
| (1) 建築物に関する確認申請等手数料 | (別表第 1 第 1 項) |
| (2) 建築物に関する完了検査申請等手数料 | (別表第 2 第 1 項) |
| (3) 中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料 | (別表第 3 第 1 項) |
| (4) 建築物に関する中間検査申請等手数料 | (別表第 4) |

秦野市建築基準条例 手数料一覧表

改正前

申請種別	申請床面積	手数料	
確認申請	～ 30㎡以内	10,000円	
	30㎡超え ～ 100㎡以内	18,000円	
	100㎡超え ～ 200㎡以内	28,000円	
	200㎡超え ～ 500㎡以内	36,000円	
申請種別	申請床面積	手数料	
完了検査申請	～ 30㎡以内 30㎡超え ～ 100㎡以内 100㎡超え ～ 200㎡以内 200㎡超え ～ 500㎡以内	中間検査なし	中間検査あり
		16,000円	15,000円
		19,000円	18,000円
		25,000円	24,000円
		34,000円	33,000円
申請種別	申請床面積	手数料	
中間検査申請	～ 30㎡以内	15,000円	
	30㎡超え ～ 100㎡以内	18,000円	
	100㎡超え ～ 200㎡以内	23,000円	
	200㎡超え ～ 500㎡以内	32,000円	

項目追加

項目追加

項目追加

改正後

増額改正

申請床面積	手数料	
～ 30㎡以内	15,000円	
30㎡超え ～ 100㎡以内	28,000円	
100㎡超え ～ 200㎡以内	43,000円	
200㎡超え ～ 300㎡以内	48,000円	
300㎡超え ～ 500㎡以内	55,000円	
申請床面積	手数料	
～ 30㎡以内 30㎡超え ～ 100㎡以内 100㎡超え ～ 200㎡以内 200㎡超え ～ 300㎡以内 300㎡超え ～ 500㎡以内	中間検査なし	中間検査あり
	24,000円	23,000円
	30,000円	29,000円
	39,000円	38,000円
	44,000円	42,000円
	53,000円	49,000円
申請床面積	手数料	
～ 30㎡以内	24,000円	
30㎡超え ～ 100㎡以内	28,000円	
100㎡超え ～ 200㎡以内	37,000円	
200㎡超え ～ 300㎡以内	42,000円	
300㎡超え ～ 500㎡以内	50,000円	

秦野市手数料条例及び秦野市建築基準条例の一部を改正すること
について

秦野市手数料条例及び秦野市建築基準条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

次の理由により改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により、次に掲げる手数料について、新たに区分を設けること。
 - ア 住宅部分における建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る手数料
 - イ 標準計算及び仕様基準を併用する評価方法における低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画に係る手数料
- (2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を受けた建築物における検査手数料を設けること。
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正により、秦野市手数料条例で引用する条項に移動が生じたこと。
- (4) 建築基準法の一部改正により、建築確認及び検査の審査省略制度の対象となる建築物の範囲が縮小されたことから、その申請等に係る手数料の区分及び額を改めること。

秦野市手数料条例及び秦野市建築基準条例の一部を改正する条例

(秦野市手数料条例の一部改正)

第 1 条 秦野市手数料条例（平成 12 年秦野市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 7 項第 1 号ア中「及び第 7 号ア」を削る。

別表第 1 第 8 項第 1 号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。第 10 項において「建築物省エネ法」という。）第 15 条第 1 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。第 10 項において「建築物省エネ法」という。）第 14 条第 1 項」に改め、「及び第 7 号ア」を削り、同号イ（ア）中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この項及び第 10 項において「基準省令」という。）第 10 条第 2 号イ（1）及びロ（1）」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この項及び第 10 項において「基準省令」という。）第 10 条第 2 号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）」に改め、同号イ（オ）a 中「基準省令第 10 条第 2 号イ（1）及びロ（1）」を「基準省令第 10 条第 2 号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）」に、「（ウ）a から d まで」を「（エ）a から d まで」に改め、同号イ（オ）d 中「基準省令第 10 条第 2 号イ（2）及びロ（2）」を「基準省令第 10 条第 1 号イ（2）及びロ（2）」に改め、同号イ（オ）中 d を e とし、同号イ（オ）c 中「基準省令第 10 条第 2 号イ（1）及びロ（1）」を「基準省令第 10 条第 1 号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）」に改め、同号イ（オ）中 c を d とし、同号イ（オ）b 中「（エ）a から d まで」を「（カ）a から d まで」に改め、同号イ（オ）中 b を c とし、a の次に次のように加える。

- b 共同住宅等の部分（基準省令第 10 条第 2 号イ（1）及びロ（2）又は同号イ（2）及び（1）の規定に係るものに限る。）

建築物の共同住宅等の部分の床面積について、（オ）a から d までの区分に応じ、それぞれに定める額

別表第 1 第 8 項第 1 号イ中（オ）を（キ）とし、（エ）を（カ）とし、

(ウ) の次に次のように加える。

(オ) 共同住宅等（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又は同号イ（2）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき
51,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき86,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき150,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき220,000円

別表第1第8項第1号イ（ウ）中「基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）」を「基準省令第10条第2号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）」に改め、同号イ中（ウ）を（エ）とし、（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

(イ) 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又は同号イ（2）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。 1件につき
25,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。 1件につき
28,000円

別表第1第8項第3号イ（イ）中「同号イ（ウ）」を「同号イ（キ）」に改め、同表第10項第1号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 基準省令第1条第1項第2号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）の規定に係るもの 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。 1件につき
34,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。 1件につき

38,000円

- (イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の規定に係るもの 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。 1件につき
25,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。 1件につき
28,000円

- (ウ) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に係るもの 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。 1件につき
17,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。 1件につき
19,000円

- イ 1の建築物（一戸建ての住宅を除く。）の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 住宅部分（基準省令第1条第1項第2号ただし書又は同号イ(1)及びロ(1)の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき
69,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき120,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき200,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき280,000円

- (イ) 住宅部分（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき

51,000円

- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき86,000円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき150,000円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき220,000円
- (ウ) 住宅部分（基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき33,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき57,000円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき100,000円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき160,000円
- (エ) 工場等（基準省令第10条第1号に規定する工場等をいう。）の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- a 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ただし書又は同号イの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき23,000円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき31,000円
 - (c) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき43,000円
 - (d) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき100,000円
 - (e) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 1件につき150,000円

- (f) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 1件につき190,000円
- (g) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 1件につき230,000円
- b 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ロの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき19,000円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき26,000円
 - (c) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき38,000円
 - (d) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき95,000円
 - (e) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 1件につき140,000円
 - (f) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 1件につき180,000円
 - (g) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 1件につき220,000円
- (オ) (ア) から (エ) 以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - a 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ただし書又は同号イの規定に係るものに限る。） 建築物の非住宅部分の床面積について、第8項第1号イ（キ） d（a） から（g） までの区分に応じ、それぞれに定める額
 - b 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ロの規定に係るものに限る。） 建築物の非住宅部分の床面積について、第8項第1号イ（キ） e（a） から（g） までの区分に応じ、それぞれに定める額

別表第1第10項第2号中「建築物エネルギー消費性能確保計画の変更適合性判定手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規

則（平成２８年国土交通省令第５号）第１１条」を「建築物エネルギー消費性能確保計画の変更適合性判定手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第１３条」に改め、同号ア中「の非住宅部分」を削り、同項第３号中「建築物省エネ法第３５条第２項」を「建築物省エネ法第３０条第２項」に改め、同号ア中「建築物省エネ法第３５条第１項各号」を「建築物省エネ法第３０条第１項各号」に改め、同号ア（イ）中「イ（ウ）及び第７号イ（ウ）」を「イ（エ）」に改め、同号（ウ）中「建築物省エネ法第３４条第３項」を「建築物省エネ法第２９条第３項」に、「イ（エ）」を「イ（オ）」に改め、同号ア（ウ）b中「又は（ウ）」を「、（ウ）又は（エ）」に改め、同号イ（ア）中「基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（１）」を「基準省令第１０条第２号ただし書又は同号イ（１）及びロ（１）」に改め、同号イ（エ）中「又は（ウ）」を「、（ウ）又は（エ）」に改め、同号イ中（エ）を（オ）とし、同号イ（ウ）a中「基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（１）」を「基準省令第１０条第２号ただし書又は同号イ（１）及びロ（１）」に、「第８項第１号イ（ウ）aからdまで」を「第８項第１号イ（エ）aからdまで」に改め、同号イ（ウ）d中「第８項第１号イ（オ）d（a）から（g）まで」を「第８項第１号イ（キ）e（a）から（g）まで」に改め、同号イ（ウ）中dをeとし、同号イ（ウ）c中「基準省令第１条第１号ただし書」を「基準省令第１条第１項第１号ただし書」に、「第８項第１号イ（オ）c（a）から（g）まで」を「第８項第１号イ（キ）d（a）から（g）まで」に改め、同号イ（ウ）中cをdとし、同号イ（ウ）b中「第８項第１号イ（エ）aからdまで」を「第８項第１号イ（カ）aからdまで」に改め、同号イ（ウ）中bをcとし、同号イ（ウ）aの次に次のように加える。

b 住宅部分（基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（２）又は同号イ（２）及びロ（１）の規定に係るものに限る。） 建築物の住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（オ）aからdまでの区分に応じ、それぞれに定める額

別表第１第１０項第３号イ中（ウ）を（エ）とし、同号イ（イ）中「第８項第１号イ（イ）a又はb」を「第８項第１号イ（ウ）a又はb」に改め、同号イ中（イ）を（ウ）とし、同号イ（ア）の次に次のように加える。

(イ) 一戸建ての住宅（基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（２）又は同号イ（２）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）のとき。

建築物の床面積について、第8項第1号イ（イ） a 又は b の区分に応じ、それぞれに定める額

別表第1第10項第4号中「建築物省エネ法第35条第2項」を「建築物省エネ法第30条第2項」に改め、同項第5号中「建築物省エネ法第36条第2項」を「建築物省エネ法第31条第2項」に、「建築物省エネ法第35条第2項」を「建築物省エネ法第30条第2項」に改め、同項第6号中「建築物省エネ法第36条第2項」を「建築物省エネ法第31条第2項」に、「建築物省エネ法第35条第2項」を「建築物省エネ法第30条第2項」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定建築物における完了検査（建築物省エネ法第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条第1項各号の規定に基づく同法第11条第6項の規定による適合判定通知書の交付を受けたものとみなす建築物に係る建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は第18条第20項の規定に基づく通知に対する検査を含む。）手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 一戸建ての住宅の場合 1件につき14,000円

イ 1の建築物の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分（一戸建ての住宅を除く。） 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき21,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき35,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき67,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき100,000円

(イ) 非住宅部分 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき
19,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき26,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき38,000円
- d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき95,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 1件につき140,000円
- f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 1件につき180,000円
- g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 1件につき220,000円

(秦野市建築基準条例の一部改正)

第2条 秦野市建築基準条例（平成12年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号中「10,000円」を「15,000円」に改め、同項第2号中「18,000円」を「28,000」に改め、同項第3号中「28,000円」を「43,000円」に改め、同項第4号中「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「36,000円」を「48,000円」に改め、同項中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 55,000円

別表第2第1項第1号中「16,000円」を「24,000円」に改め、同項第2号中「19,000円」を「30,000円」に改め、同項第3号中「25,000円」を「39,000円」に改め、同項第4号中「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「34,000円」を「44,000円」に改め、同項中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 53,000円

別表第3第1項第1号中「15,000円」を「23,000円」に改め、同項第2号中「18,000円」を「29,000円」に改め、同項第3号中「24,000円」を「38,000円」に改め、同項第4号中「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「33,000円」を「42,000円」に改め、同項中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 49,000円

別表第4第1号中「15,000円」を「24,000円」に改め、同表第2号中「18,000円」を「28,000円」に改め、同表第3号中「23,000円」を「37,000円」に改め、同表第4号中「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「32,000円」を「42,000円」に改め、同表中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同表第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 50,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市手数料条例及び秦野市建築基準条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
秦野市手数料条例の一部改正	
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
1－6 （略）	1－6 （略）
7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「長期優良住宅法」という。）関係手数料	7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「長期優良住宅法」という。）関係手数料
(1) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額	(1) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
ア 長期優良住宅法第6条第1項第1号に定める基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第3号、第6号ア及び第7号、次項第1号ア並びに第10項第3号アにおいて「評価機関」という。）による審査を受けた場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額	ア 長期優良住宅法第6条第1項第1号に定める基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第3号、第6号ア及び第7号、次項第1号ア並びに第10項第3号ア及び第7号ア）において「評価機関」という。）による審査を受けた場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額
(ア)－(ツ) （略）	(ア)－(ツ) （略）
イ （略）	イ （略）

(2)－(9) (略)

8 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「低炭素法」という。）関係手数料

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（低炭素法第54条第2項の規定による申出をしない場合） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。第10項において「建築物省エネ法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第10項第3号アにおいて「判定機関」という。）又は評価機関による審査を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)－(ウ) (略)

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び第10項において「基準省令」という。）第10条第2号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる

(2)－(9) (略)

8 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「低炭素法」という。）関係手数料

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（低炭素法第54条第2項の規定による申出をしない場合） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。第10項において「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第10項第3号ア及び第7号アにおいて「判定機関」という。）又は評価機関による審査を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)－(ウ) (略)

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び第10項において「基準省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の

建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a・b (略)

(イ) 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又は同号イ（2）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。

1件につき25,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。

1件につき28,000円

(ウ) 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a・b (略)

(エ) 共同住宅等（基準省令第10条第2号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a－d (略)

(オ) 共同住宅等（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又は同号イ（2）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に

区分に応じ、それぞれに定める額

a・b (略)

(イ) 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a・b (略)

(ウ) 共同住宅等（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a－d (略)

応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。

1件につき51,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000

平方メートル未満のとき。 1件につき86,000

円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上

5,000平方メートル未満のとき。 1件につき

150,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。

1件につき220,000円

(カ) 共同住宅等（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a－d （略）

(キ) 1の建築物のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a 共同住宅等の部分（基準省令第10条第2号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）建築物の共同住宅等の部分の床面積について、（エ） a から d までの区分に応じ、それぞれに定める額

(イ) 共同住宅等（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a－d （略）

(オ) 1の建築物のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a 共同住宅等の部分（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）建築物の共同住宅等の部分の床面積について、（ウ） a から d までの区分に応じ、それぞれに定める額

b 共同住宅等の部分（基準省令第10条第2号イ（1）

及びロ（2）又は同号イ（2）及びロ（1）の規定に

係るものに限る。）建築物の共同住宅等の部分の床

面積について、（オ）aからdまでの区分に応じ、そ

れぞれに定める額

c 共同住宅等の部分（基準省令第10条第2号イ（2）

及びロ（2）の規定に係るものに限る。）建築物の

共同住宅等の部分の床面積について、（カ）aからd

までの区分に応じ、それぞれに定める額

d 非住宅部分（基準省令第10条第1号ただし書又は

同号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）

次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

（a）－（g）（略）

e 非住宅部分（基準省令第10条第1号イ（2）及び

ロ（2）の規定に係るものに限る。）次に掲げる建

築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

（a）－（g）（略）

（2）（略）

（3）低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料（低炭素法第55条第2項において準用する低炭素法第54条第2項の

b 共同住宅等の部分（基準省令第10条第2号イ（2）

及びロ（2）の規定に係るものに限る。）建築物の

共同住宅等の部分の床面積について、（エ）aからd

までの区分に応じ、それぞれに定める額

c 非住宅部分（基準省令第10条第2号イ（1）及び

ロ（1）の規定に係るものに限る。）次に掲げる建

築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

（a）－（g）（略）

d 非住宅部分（基準省令第10条第2号イ（2）及び

ロ（2）の規定に係るものに限る。）次に掲げる建

築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

（a）－（g）（略）

（2）（略）

（3）低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料（低炭素法第55条第2項において準用する低炭素法第54条第2項の

規定による申出をしない場合) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

ア 新たに共同住宅等の部分又は非住宅部分を追加する場合
変更認定申請に係るものについて、第1号ア又はイに該当する場合においては、同号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（この場合においては、同号ア又はイ中「床面積」を「追加する床面積」と読み替えて算出した額）

イ ア以外の場合 変更認定申請に係るものについて、次に定める額

(ア) (略)

(イ) 第1号イに該当する場合においては、同号イに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額（同号イ（キ）に該当する場合においては、既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）

(4) (略)

10 建築物省エネ法関係手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

規定による申出をしない場合) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

ア 新たに共同住宅等の部分又は非住宅部分を追加する場合
変更認定申請に係るものについて、第1号ア又はイに該当する場合においては、同号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（この場合においては、同号ア又はイ中「床面積」を「追加する床面積」と読み替えて算出した額）

イ ア以外の場合 変更認定申請に係るものについて、次に定める額

(ア) (略)

(イ) 第1号イに該当する場合においては、同号イに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額（同号イ（ウ）に該当する場合においては、既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）

(4) (略)

10 建築物省エネ法関係手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等（基準省令第10条第1号に規定する工場等をいう。）の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める

(ア) 基準省令第1条第1項第2号ただし書又は同号イ(1)及びロ(1)の規定に係るもの 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。

1件につき34,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。

1件につき38,000円

額

(ア) 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号イの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。

1件につき23,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき31,000円

円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき43,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき100,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 1件につき150,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 1件につき190,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のと

(イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の規定に係るもの 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。

1件につき25,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。

1件につき28,000円

き。 1件につき230,000円

(イ) 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ロの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。

1件につき19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき26,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき38,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき95,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 1件につき140,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 1件につき180,000円

(ウ) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に係るもの 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。

1件につき17,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。

1件につき19,000円

イ 1の建築物(一戸建ての住宅を除く。)の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 住宅部分(基準省令第1条第1項第2号ただし書又は同号イ(1)及びロ(1)の規定に係るものに限る。)

次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。

1件につき69,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。

1件につき

120,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上

5,000平方メートル未満のとき。

1件につき

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。

1件につき220,000円

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号イの規定に係るものに限る。) 建築物の非住宅部分の床面積について、第8項第1号イ(オ) c(a)から(g)までの区分に応じ、それぞれに定める額

200,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。

1件につき280,000円

(イ) 住宅部分（基準省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又は同号イ（2）及びロ（1）の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。

1件につき51,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき86,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき150,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき220,000円

(ウ) 住宅部分（基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。

(イ) 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ロの規定に係るものに限る。） 建築物の非住宅部分の床面積について、第8項第1号イ（オ）d（a）から（g）までの区分に応じ、それぞれに定める額

1 件につき 33,000 円

b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 1 件につき 57,000 円

c 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 1 件につき 100,000 円

d 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のとき。 1 件につき 160,000 円

(エ) 工場等（基準省令第 10 条第 1 号に規定する工場等をいう。）の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

a 非住宅部分（基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ただし書又は同号イの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 1 件につき 23,000 円

(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 1 件につき 31,000 円

(c) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上

- 2, 000平方メートル未満のとき。 1件につき
43, 000円
- (d) 床面積の合計が2, 000平方メートル以上
5, 000平方メートル未満のとき。 1件につき
100, 000円
- (e) 床面積の合計が5, 000平方メートル以上
10, 000平方メートル未満のとき。 1件につ
き150, 000円
- (f) 床面積の合計が10, 000平方メートル以上
25, 000平方メートル未満のとき。 1件につ
き190, 000円
- (g) 床面積の合計が25, 000平方メートル以上の
とき。 1件につき230, 000円
- b 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ロの規定
に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部
分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
- (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。
1件につき19, 000円
- (b) 床面積の合計が300平方メートル以上
1, 000平方メートル未満のとき。 1件につき
26, 000円
- (c) 床面積の合計が1, 000平方メートル以上

- 2,000平方メートル未満のとき。 1件につき
38,000円
- (d) 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のとき。 1件につき
95,000円
- (e) 床面積の合計が5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のとき。 1件につ
き140,000円
- (f) 床面積の合計が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のとき。 1件につ
き180,000円
- (g) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の
とき。 1件につき220,000円
- (オ) (ア) から (エ) 以外の場合 次に掲げる区分に応じ、
それぞれに定める額
- a 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ただし書
又は同号イの規定に係るものに限る。） 建築物の非
住宅部分の床面積について、第8項第1号イ（キ） d
（a） から（g） までの区分に応じ、それぞれに定め
る額
- b 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ロの規定
に係るものに限る。） 建築物の非住宅部分の床面積

について、第8項第1号イ（キ）e（a）から（g）
までの区分に応じ、それぞれに定める額

- (2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更適合性判定手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面を交付する場合を含む。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

ア 新たに建築物を追加する場合 変更認定申請に係るものについて、前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（この場合において、これらの規定中「床面積」を「追加する床面積」と読み替えて算出した額）

イ （略）

- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をしない場合） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- (2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更適合性判定手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面を交付する場合を含む。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

ア 新たに建築物の非住宅部分を追加する場合 変更認定申請に係るものについて、前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（この場合において、これらの規定中「床面積」を「追加する床面積」と読み替えて算出した額）

イ （略）

- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をしない場合） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (略)

(イ) 1の建築物（一戸建ての住宅を除き、同時に住宅部分の認定申請をしたものを含む。イ（エ）において同じ。）のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a・b (略)

(ウ) 2以上の建築物のとき（建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。イ（オ）において同じ。）。次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

a (略)

b 他の建築物（cに掲げるものを除く。）イ（ア）、（イ）、（ウ）又は（エ）の規定の例により算定した額

c (略)

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。建築物の床面積について、第8項第1号イ（ア）a又はbの区分に応じ、それぞれに定める額

（イ） 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ（1）及

(ア) (略)

(イ) 1の建築物（一戸建ての住宅を除き、同時に住宅部分の認定申請をしたものを含む。イ（ウ）及び第7号イ（ウ）において同じ。）のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a・b (略)

(ウ) 2以上の建築物のとき（建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。イ（エ）において同じ。）。次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

a (略)

b 他の建築物（cに掲げるものを除く。）イ（ア）、（イ）又は（ウ）の規定の例により算定した額

c (略)

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。建築物の床面積について、第8項第1号イ（ア）a又はbの区分に応じ、それぞれに定める額

びロ（２）又は同号イ（２）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）のとき。建築物の床面積について、第８項第１号イ（イ） a 又は b の区分に応じ、それぞれに定める額

(ウ) 一戸建ての住宅（基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）のとき。建築物の床面積について、第８項第１号イ（ウ） a 又は b の区分に応じ、それぞれに定める額

(エ) １の建築物のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a 住宅部分（基準省令第１０条第２号ただし書又は同号イ（１）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）

建築物の住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（エ） a から d までの区分に応じ、それぞれに定める額

b 住宅部分（基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（２）又は同号イ（２）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）建築物の住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（オ） a から d までの区分に応じ、それぞれに定める額

c 住宅部分（基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）建築物の住宅部

(イ) 一戸建ての住宅（基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）のとき。建築物の床面積について、第８項第１号イ（イ） a 又は b の区分に応じ、それぞれに定める額

(ウ) １の建築物のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a 住宅部分（基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）建築物の住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（ウ） a から d までの区分に応じ、それぞれに定める額

b 住宅部分（基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）建築物の住宅部

分の床面積について、第8項第1号イ（カ） a から d までの区分に応じ、それぞれに定める額

d 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ただし書若しくは基準省令第10条第1号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）建築物の非住宅部分の床面積について、第8項第1号イ（キ） d（a）から（g）までの区分に応じ、それぞれに定める額

e 非住宅部分（基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）建築物の非住宅部分の床面積について、第8項第1号イ（キ） e（a）から（g）までの区分に応じ、それぞれに定める額

（オ） 2以上の建築物のとき。次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

a 申請に係る建築物（ア）、（イ）、（ウ）又は（エ）の規定の例により算定した額

b 他の建築物（cに掲げるものを除く。）（ア）、（イ）、（ウ）又は（エ）の規定の例により算定した額

c （略）

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（建

分の床面積について、第8項第1号イ（エ） a から d までの区分に応じ、それぞれに定める額

c 非住宅部分（基準省令第1条第1号ただし書若しくは基準省令第10条第1号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）建築物の非住宅部分の床面積について、第8項第1号イ（オ） c（a）から（g）までの区分に応じ、それぞれに定める額

d 非住宅部分（基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）建築物の非住宅部分の床面積について、第8項第1号イ（オ） d（a）から（g）までの区分に応じ、それぞれに定める額

（エ） 2以上の建築物のとき。次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

a 申請に係る建築物（ア）、（イ）又は（ウ）の規定の例により算定した額

b 他の建築物（cに掲げるものを除く。）（ア）、（イ）又は（ウ）の規定の例により算定した額

c （略）

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（建

建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合)

前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額と建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ次に掲げる額とを合計した額

ア・イ (略)

- (5) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料
(建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をしない場合) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

ア・イ (略)

- (6) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料
(建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合) 前号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額と建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ第4号ア又はイに掲げる額とを合計した額

- (7) 建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定建築物における完了検査(建築物省エネ法第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条第1項各号の規定に基づく同法第11条第6項の規定による適

建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をする場合)

前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額と建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ次に掲げる額とを合計した額

ア・イ (略)

- (5) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料
(建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をしない場合) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

ア・イ (略)

- (6) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料
(建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をする場合) 前号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額と建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ第4号ア又はイに掲げる額とを合計した額

- (7) 建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

合判定通知書の交付を受けたものとみなす建築物に係る建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は第18条第20項の規定に基づく通知に対する検査を含む。) 手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 一戸建ての住宅の場合 1件につき14,000円

イ 1の建築物の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分(一戸建ての住宅を除く。) 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合又は建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合若しくは建築物省エネ法第35条第1項各号若しくは低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ本市の認定を受けた場合で、かつ、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証について、あらかじめ交付を受けた場合 第3号アに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の規定に係るものに限る。)のとき。 第3号イ(ア)に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。

1件につき21,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000

平方メートル未満のとき。 1件につき35,000

円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上

5,000平方メートル未満のとき。 1件につき

67,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。

1件につき100,000円

(イ) 非住宅部分 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積
の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。

1件につき19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000

平方メートル未満のとき。 1件につき26,000

円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上

2,000平方メートル未満のとき。 1件につき

(イ) 一戸建ての住宅（基準省令第1条第1項第2号イ（2）

及びロ（2）又は同号イ（3）及びロ（3）の規定に係

るものに限る。）のとき。 建築物の床面積について、

第8項第1号イ（イ）a又はbの区分に応じ、それぞれ

に定める額

38,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のとき。 1件につき

95,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のとき。 1件につき

140,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のとき。 1件につき

180,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のと
き。 1件につき220,000円

(ウ) 1の建築物のとき。 次に掲げる額のうち、認定申請
に係るものを合計した額

a 住宅部分（基準省令第1条第1項第2号イ（1）及
びロ（1）の規定に係るものに限る。） 第3号イ

（ウ） aに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

b 住宅部分（基準省令第1条第1項第2号イ（2）及
びロ（2）又は同号イ（3）及びロ（3）の規定に係
るものに限る。） 建築物の住宅部分の床面積につい
て、第8項第1号イ（エ） a から d までの区分に応じ、
それぞれに定める額

- c 非住宅部分（又は基準省令第10条第1号ただし書の規定に係るものに限る。） 第3号イ（ウ）cに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- d 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ロの規定に係るものに限る。） 第3号イ（ウ）dに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

秦野市建築基準条例の一部改正

別表第1（第58条、第59条関係）

1 建築物に関する確認申請等手数料

- (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 15,000円
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 28,000円
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 43,000円
- (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 48,000円
- (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 55,000円
- (6) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平

別表第1（第58条、第59条関係）

1 建築物に関する確認申請等手数料

- (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 10,000円
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 18,000円
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 28,000円
- (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 36,000円
- (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平

方メートル以内のもの 66,000円

- (7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、
2,000平方メートル以内のもの 93,000円
- (8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以内のもの 160,000円
- (9) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以内のもの 280,000円
- (10) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、
30,000平方メートル以内のもの 370,000円
- (11) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え、
50,000平方メートル以内のもの 460,000円
- (12) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの
900,000円

2・3 (略)

別表第2 (第60条、第61条関係)

1 建築物に関する完了検査申請等手数料

- (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの
24,000円
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 30,000円
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 39,000円

方メートル以内のもの 66,000円

- (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、
2,000平方メートル以内のもの 93,000円
- (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以内のもの 160,000円
- (8) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以内のもの 280,000円
- (9) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、
30,000平方メートル以内のもの 370,000円
- (10) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え、
50,000平方メートル以内のもの 460,000円
- (11) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの
900,000円

2・3 (略)

別表第2 (第60条、第61条関係)

1 建築物に関する完了検査申請等手数料

- (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの
16,000円
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 19,000円
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 25,000円

(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 44,000円

(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 53,000円

(6) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 58,000円

(7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 78,000円

(8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 120,000円

(9) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 190,000円

(10) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 240,000円

(11) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 300,000円

(12) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 610,000円

2・3 (略)

別表第3 (第62条関係)

1 中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料

(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 34,000円

(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 58,000円

(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 78,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 120,000円

(8) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 190,000円

(9) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 240,000円

(10) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 300,000円

(11) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 610,000円

2・3 (略)

別表第3 (第62条関係)

1 中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料

- (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの
23,000円
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 29,000円
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 38,000円
- (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 42,000円
- (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 49,000円
- (6) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 55,000円
- (7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 75,000円
- (8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 110,000円
- (9) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 180,000円
- (10) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 230,000円
- (11) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 290,000円

- (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの
15,000円
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 18,000円
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 24,000円
- (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 33,000円
- (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 55,000円
- (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 75,000円
- (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 110,000円
- (8) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 180,000円
- (9) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 230,000円
- (10) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 290,000円

(12) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの
600,000円

2 (略)

別表第4 (第63条関係)

建築物に関する中間検査申請等手数料

(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの

24,000円

(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 28,000円

(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 37,000円

(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 42,000円

(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 50,000円

(6) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 52,000円

(7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 70,000円

(8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 100,000円

(9) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、

(11) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの
600,000円

2 (略)

別表第4 (第63条関係)

建築物に関する中間検査申請等手数料

(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの

15,000円

(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 18,000円

(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 23,000円

(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 32,000円

(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 52,000円

(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 70,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 100,000円

(8) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、

10,000平方メートル以内のもの 160,000円
(10) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、
30,000平方メートル以内のもの 210,000円
(11) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え、
50,000平方メートル以内のもの 260,000円
(12) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの
530,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

10,000平方メートル以内のもの 160,000円
(9) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、
30,000平方メートル以内のもの 210,000円
(10) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え、
50,000平方メートル以内のもの 260,000円
(11) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの
530,000円